

令和6年度町内巡回・狂犬病予防注射の実施について

狂犬病の予防注射は年1回、法律に基づき接種しなければなりません。
下記の会場・日時で予防注射を実施いたしますので、接種をお願いします。



情報ノート

▼対象 生後91日以上の子犬

▼料金 狂犬病予防注射料：3,240円

※市町村へ犬の登録がお済みでない方は、畜犬登録も受け付けしております。

登録料：3,000円(生涯に一回)

▼期間 5月18日(土)、19日(日)、25日(土)の3日間

実施日および会場は以下のとおりです

地区	実施日	実施場所	実施時間	地区	実施日	実施場所	実施時間	地区	実施日	実施場所	実施時間			
社台	18日(土)	鞆岡田重機,旧事務所跡	9:05~9:15	石山	18日(土)	あおば公園付近	13:05~13:15	竹浦	19日(日)	ホテルオーシャン横(白老側)	9:55~10:05			
		ヨコステートボール場横	9:25~9:35			岩倉団地2号公園付近	13:25~13:35			富士の湯温泉ホテル付近(細川宅前)	10:15~10:25			
	25日(土)	社台駅前	8:50~9:00			萩野石山公園付近	13:45~13:55			旧たけのこ保育園横	10:40~10:50			
日の出	25日(土)	セイコーマート白老東店(東側)	9:10~9:20		25日(土)	萩の里町内会管理事務所	11:05~11:15			竹浦小学校横(白老側)	10:55~11:05			
東町	18日(土)	いきいき4・6駐車場前(入り口側)	9:45~9:55		萩野	18日(土)	白翔中学校体育館前			14:00~14:10	虎杖浜	25日(土)	高木商店前	11:10~11:20
		18日(土)	白老中央生活館				10:00~10:10			萩の里会館			14:20~14:30	中央第2町内会館
大町	25日(土)		萩長谷川土建工業前	10:15~10:25			19日(日)	萩野駅前	14:50~15:00	竹浦駅前			13:10~13:20	
		25日(土)	ふれあい広場東側駐車場	9:25~9:35		朝霧公園付近		14:20~14:30	虎杖浜臨海区会館前	9:05~9:15				
高砂町	18日(土)		旧前田自工	9:55~10:05		25日(土)		北海園芸裏(橋側)	14:50~15:00	旧室信虎杖浜支店横駐車場		9:25~9:35		
		25日(土)					役場横駐車場	9:40~9:50	萩の里公園駐車場	11:20~11:30		紺野商事横空地	9:40~9:50	
栄町	25日(土)		栄町会館横	10:10~10:20	北吉原		18日(土)	萩野公民館	11:40~11:50	25日(土)	虎杖浜生活館	13:30~13:40		
		18日(土)				末広公園広場付近		11:30~11:40	北海特産		13:50~14:00			
未広町	18日(土)		タイヤ公園(栄高校坂下)付近	11:45~11:55		19日(日)		田面山旅館横	13:00~13:10		虎杖小学校駐車場	14:20~14:30		
		18日(土)	緑丘どんぐり公園付近	11:00~11:10			北吉原本町生活館	13:15~13:25	虎杖浜駅前		14:35~14:45			
緑丘	25日(土)		桜丘運動公園駐車場(白老小グラウンド横)	11:15~11:25			北吉原ふれあいプラザ前	13:35~13:45	虎杖浜パークゴルフクラブ		14:50~15:00			
		川沿	18日(土)	緑丘福祉館		10:25~10:35	あけぼの団地内公園付近	14:05~14:15						
白老交通事務所裏(石山側)	10:45~10:55			マイカントリー(旧パルクマート)前駐車場	14:35~14:45									

集合注射期間中、会場へ犬を連れて来られない方は、生活環境課まで相談してください。

集合注射期間以外にも動物病院にて予防注射を受けられますので、詳しくは最寄りの動物病院へ問い合わせください。

※ 飼い犬が死亡している場合は生活環境課まで必ずご連絡ください。

白老町内の動物病院

ポロトの森どうぶつ病院
東町2丁目1-2
82-5636

ピノ動物病院
本町1丁目4-13
85-4411

野良猫へのエサやりはやめましょう!!



★飼い主としての責任に発展しかねません!!

最近、白老町内において、野良猫にエサや残飯を与えることにより、周辺地域に野猫が居ついてしまい、民家の庭や畑等にふん尿をされるといった苦情や相談が役場に寄せられております。

繁殖力が強く、近隣地域に居つてしまうと、ふん尿だけではなく、悪臭やアレルギーなどの被害も心配されます。

野良猫がかわいそうと思い、一度でもエサを与えてしまうと飼い主としての責任問題に発展しかねませんので、野良猫への無責任なエサやりは絶対にやめましょう。

★周辺環境を悪化させると動物愛護法違反になります

猫は愛護動物として法律により守られているため、町での保護や処分などは行えませんが、野良猫にエサを与えている行為を見かけた場合は、町より指導をいたしますので、下記まで連絡願います。

なお、動物愛護法第25条により、「野良猫への餌やりにより周辺環境を悪化させた場合」には違法となり、北海道から指導、勧告、命令する場合があります。

★近所に迷惑をかけないよう、猫は屋内で飼いましょ

猫を飼う場合は、屋外で放し飼いはせず、室内で飼育するようにしましょう。また、不妊手術を行うなど、適正な数を、愛情をもって育てるように心掛けましょう。

問い合わせ先：生活環境課 町民生活グループ ☎82-2265